

【 写真左から、塩野消防長、高畑管理者、

谷田さん(有限会社谷田水道設備)、木村団長(ふじみ野市消防団) 】

入間東部地区事務組合消防本部では、平成30年7月19日(木)に消防団協力事業所表示制度に基づき、ふじみ野市内の事業所に対して表示証を交付しました。

この事業所は、消防団の活動に積極的に協力しているとして認定され、富士見市、ふじみ野市及び三芳町を管轄する当組合で、初めての消防団協力事業所となりました。

今後も本制度について理解を深めてもらうため、積極的に広報活動を行い、消防団と事業所が連携した地域防災制度の充実強化を図っていきます。



「消防団協力事業所表示制度」とは、事業所の 消防団活動への協力が社会貢献として広く認 められると同時に、事業所の協力を通じて、地 域防災体制がより一層充実されることを目的と した制度です。

「消防団協力事業所」として認められた事業所には、表示証が交付されます。